

平成17年第1回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成17年5月18日(水曜日)

議事日程第1号

平成17年5月18日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 発議第1号から同第3号まで
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第10 上越地方広域事務組合議員選挙について
- 日程第11 閉会中の所管事項調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 発議第1号から同第3号まで
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第10 上越地方広域事務組合議員選挙について
- 日程第11 閉会中の所管事項調査について
- 追加日程第1 議席の一部変更について

応招議員 30名

出席議員 30名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	渡辺	重雄君	4番	中村	実君
5番	大滝	豊君	6番	平野	久樹君
7番	笠原	幸江君	8番	田原	実君
9番	五十嵐	哲夫君	10番	松尾	徹郎君
11番	保坂	良一君	12番	高澤	公君
13番	倉又	稔君	14番	久保田	長門君
15番	樋口	英一君	16番	斉藤	伸一君
17番	伊藤	文博君	18番	伊井澤	一郎君
19番	鈴木	勢子君	20番	猪又	好郎君
21番	古畑	浩一君	22番	五十嵐	健一郎君
23番	山田	悟君	24番	池亀	宇太郎君
25番	大矢	弘君	26番	畑野	久一君
27番	野本	信行君	28番	関原	一郎君
29番	新保	峰孝君	30番	松田	昇君

欠席議員 0名

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	総務課長	本間	政一君
企画課長	野本	忠一郎君	財政課長	荻野	修君
まちづくり課長	小掠	裕樹君	市民課長	田上	正一君
福祉事務所長	織田	義夫君	健康増進課長	小林	正雄君
商工観光課長	田村	邦夫君	農林水産課長	渡辺	和夫君
建設課長	吉岡	隆行君	都市整備課長	神喰	重信君
能生支所長	小林	忠君	青海支所長	山崎	利行君
会計課長	斉藤	隆嗣君	ガス水道局長	松沢	忠一君
消防長	白山	紀道君	教育長	土山	正夫君
教育委員会教育総務課長	黒坂	系夫君	教育委員会学校教育課長	長谷川	新平君
教育委員会生涯学習課長			教育委員会文化振興課長		
中央公民館長兼務	山岸	洋一君	歴史民俗資料館長兼務	田鹿	茂樹君
勤労青少年ホーム館長兼務			長者ヶ原考古館長兼務		
監査委員事務局長	広川	亘君	農業委員会事務局長	原	義男君

事務局出席職員

局長 霜越 東雄君 副参事 小林 武夫君
主任主査 佐藤 正巳君 主査 高野 一夫君

午前10時00分 開議

事務局長（霜越東雄君）

おはようございます。

今臨時会は合併による選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、池亀宇太郎さんが年長の議員であります。池亀宇太郎議員をご紹介申し上げます。

池亀議員、お願いいたします。

〔24番 池亀宇太郎君 議長席着席〕

24番（池亀宇太郎君）

おはようございます。

皆様方にはこのたびの合併に伴う選挙によりご当選、まことにおめでとうございます。

ただいまご紹介をいただきました池亀でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

これより平成17年第1回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議事の進行については、糸魚川市議会会議規則は制定されておきませんが、今議会に発議第1号で提案される糸魚川市議会会議規則に準じて進行したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

異議なしと認めます。

よって、これより議事の進行については、糸魚川市議会会議規則案により進めます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席には、ただいまご着席の席を指定いたします。

市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

新市の初議会であります。本臨時会の招集にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議会の皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。また、去る4月24日に施行されました市議会議員選挙におきまして、栄えあるご当選の榮譽を得られました議員の皆様、心からお祝いを申し上げますとともに、市政の発展と市民福祉の向上のためご健闘、ご活躍されますよう、お願い申し上げる次第であります。

さて、私も同日の市長選挙におきまして、大変多くの市民の皆様方から力強いご支援を賜り、当選の栄を得させていただきました。市長に就任をさせていただきました大きな感激と、同時に責任の重大さを痛感いたしているところであります。

就任後まだ間もないことから、具体的な所信につきましては、改めて6月定例会におきまして予算上程にあわせて申し述べさせていただきたいと存じますが、せっかくの機会でございますので、私の市政運営の基本的な考え方について若干述べさせていただきます。

私が公約として市民の皆様方に訴えさせていただいたことは、あらゆる面でのつながりをつくるということであり、地域と地域、人と人、過去と未来、仕事と仕事、市民と行政、そして人と自然をより強いつながりで結ぶことによって、活力のある元気な新市をつくるということでもあります。

この選挙期間中、広大な新市全域をくまなく回らせていただき、多くの市民の皆さんの声をお聞きする中で、合併によって行政の目が地域に行き届かなくなるのではないかと、より不便になるのではないかとという危惧を持っておられるということを感じてまいりました。

したがって、新市スタートの市政運営においては、均衡ある地域の発展を基本としながら、数ある課題の中でも行政サービスの維持、向上、住民みずからが行う地域づくり活動への支援、そして市民の健康づくりの推進などを柱に、与えられた任期中にすべての公約を実現するべく、精いっぱい取り組まさせていただき所存でございます。どうか議会並びに議員の皆様、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この機会に、現在対応しております事故及び災害の状況につきまして、2点ご報告させていただきます。

最初に、市立市振保育所における事故についてご報告申し上げます。

今月11日に、市振保育所の園児12名と職員3名が近くの長円寺へ小遠足に行き、境内で遊んでおりましたところ、境内の一角にある庭園内の組石の一部であります重さ約1.5トンの庭石がすべり落ち、園児と保育士がその下に挟まれる事故が発生しました。同行していた職員が直ちに消防署へ通報し、地域の方や近くの工事現場の方の協力を得て助け出し、負傷した二人は救急車で富山県朝日町の朝日総合病院へ搬送され、治療を受けました。

園児につきましては、より設備の整った病院での治療が望ましいことから、その後、黒部市民病院へ転送となりました。園児のけがは、左足大腿部骨折の重傷であります。当初心配しておりました頭部と胸部については検査いたし無事でありました。16日には骨折部の手術を終え、術後も順調とのことであります。保育士については、左足かかと粉碎骨折等で同じく重傷であり、近く骨折部の手術を受ける予定であります。

市の対応であります。事故発生連絡を受けた後、直ちに福祉事務所長と職員が現場、病院及び市振保育所へ急行し、負傷したお二人のご家族にお詫びを申し上げて、検査や治療を見守る一方、

保育所では園外保育を中止して、通常の保育ができるよう職員の体制を整えました。

私は当日、新潟市と加茂市へ出張しておりましたが、事故報告の連絡を受け、帰庁後、直ちにそれぞれの病院へ行ってお二人をお見舞いし、福祉事務所に当面の対応について直接指示をいたしました。また、翌12日には緊急園長会議を招集し、市内全園の安全確保と再発防止について強く指示をいたしたところであります。

今回の事故は、市振保育所にとっては毎年5回から6回出かける、慣れた場所での予想もしなかった事故であります。絶対にあってはならない事故であり、市の責任者として深く反省し、お詫びを申し上げる次第であります。また、お二人には一日も早く回復されますよう心からお祈りをするとともに、心からお見舞い申し上げます。

今後は二度とこのような事故が起きないように原因を検証するとともに、園外保育時の経路の再点検と交通安全の留意、遠足実施前の下見と安全確認、園周辺施設等の危険箇所の点検、園行事計画の再点検などを徹底し、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、能生地域下倉地区地すべり災害について、その経過と今後の対応につきましてご報告いたします。

地すべりは本年4月10日午前5時30分ごろに発生し、拡大の恐れがあるため迂回路等の対応策を講じた上で、同日午後5時に市道下倉高倉線を交通止めにしておりましてところ、夕方からの降雨により同日午後8時ごろ、長さ約450メートル、幅約70メートルにわたり、水田、山林が崩壊する第2波の地すべりが発生いたしました。これにより市道下倉高倉線が延長約100メートルにわたり土砂で埋まり、現在もなお交通止めとなっておりますほか、農道菅沼線の流出が約70メートル、水田の流出が約1ヘクタール、高倉川の閉塞が約30メートルという大きな被害となっております。

この対応といたしまして、さらに被害が拡大して高倉川がせき止められた場合には、土石流が発生する恐れがあるため、下倉集落開発センターに現地対策本部を設置して、24時間体制で監視を行うとともに、13日から国土交通省の高感度カメラを設置し、警戒にあたりました。

また、下倉地区役員の皆様と避難方法や連絡方法について協議し、避難対象の21世帯、61人の皆様へ周知徹底を図っております。

一方、高倉地区への迂回路である農道高倉線、市道高倉仙納線につきましては、地すべりが発生した4月10日から急遽除雪作業を行い、2路線の通行を確保しました。

また、糸魚川地域振興局地域整備部では応急対策工事として高倉川の水位の上昇に備え、直径約2メートルのコルゲートパイプを延長50メートルにわたり敷設し、また、地すべり箇所への流入水処理のため排水パイプを総延長約870メートル敷設したほか、地すべり警戒装置1基を設置し、被害の拡大を防ぐための対応をいたしております。

これにより現在、現地対策本部を撤収し、消防署能生分署において地すべり警報機、雨量計のモニター監視、現地の巡視を行っており、新たな災害発生が予想される場合には、警戒態勢をさらに強化することといたしております。さらに現地では、糸魚川地域整備部が高倉川の河口掘削と崩落上部の表面水処理を、ビニールシート張り水路で行い、地下水排除につきましても横行ボーリング等で対応をしております。

今後は地すべり移動の安定、鎮静化を確認した上で本格的な調査を開始し、災害関連緊急地すべ

り対策事業での抜本的な対応をいただくため、この実施に向けた取り組みを進めております。

なお、市道下倉高倉線、農道菅沼線につきましては、地すべりの安定化が図られた後の対応となりますが、市道だけでも今年の降雪前に復旧ができますよう糸魚川地域整備部と連携を図り、取り組んでまいります。

以上、2点につきましてご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様の特段のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

日程第1．議長選挙

臨時議長（池亀宇太郎君）

日程第1、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

事務局長（霜越東雄君）

では、議席順にお呼びいたします。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂良一議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、保坂 悟議員、8番、田原 実議員、9番、笠原幸江議員、10番、五十嵐哲夫議員、11番、五十嵐健一郎議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、松尾徹郎議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、

古畑浩一議員、22番、山田 悟議員、23番、池亀宇太郎議員、24番、樋口英一議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上です。

〔投票〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に保坂 悟議員、田原 実議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔保坂 悟議員、田原 実議員 立ち会い〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票30票、無効投票4票、うち白票4票。

有効投票中、松尾徹郎議員25票、新保峰孝議員1票。

大変失礼をいたしました。訂正をさせていただきます。

投票総数30票、そのうち有効投票26票であります。無効投票4票、うち白票が4票。

有効投票中、松尾徹郎議員25票、新保峰孝議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、松尾徹郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松尾徹郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

松尾徹郎議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

松尾徹郎議員。〔15番 松尾徹郎君 登壇〕

15番（松尾徹郎君）

一言ごあいさつを申し上げます。

私がこの席で申し上げるまでもございせんが、国の財政構造改革により今回合併という形で1市2町が合併をいたしました。地方自治におきましては、大変厳しい時代が今来ようとしております。とりわけ私も当地域におきましては、極めて今後困難が予想されますけれども、新しく米田市政がスタートし、そして新しい議会がこのような形でスタートするわけですが、その地域間競争の厳しい中で、今後とも生き残りを図るために精いっぱい私自身、努力したいと思ひますし、米田市政を支えることはもちろん、市民の負託に応えるべく今後の議会活動が活発にならなければならないというふうに私自身、今痛感しております。

議員経験の豊富な、そしてまたさまざまな活動の中で活躍されている諸先輩の皆様方の中で、このようなごあいさつを申し上げることは、正直申し上げまして非常に恐縮に、かつ複雑な思いが今いたしております。若輩な、しかも経験不足な私でございますが、与えられた任期の間、精いっぱい努めさせていただきたいと思ひますし、私の不足の部分におきましては、どうぞ議員皆様方の活発な建設的なご意見を、議会を通して補っていただければというふうに今思っております。

甚だ簡単ではございますが、どうぞご指導、そしてご協力を切にお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

以上で、臨時議長の職を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

〔拍手〕

臨時議長（池亀宇太郎君）

松尾議員、議長席におつきください。

〔議長 松尾徹郎君 議長席着席〕

議長（松尾徹郎君）

それでは、日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第2．議席の指定

議長（松尾徹郎君）

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指名いたします。

議員各位の氏名と、その議席の番号を職員に朗読いたさせます。

議会事務局長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、朗読させていただきます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂良一議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、保坂 悟議員、8番、田原 実議員、9番、笠原幸江

議員、10番、五十嵐哲夫議員、11番、五十嵐健一郎議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、松尾徹郎議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、山田 悟議員、23番、池亀宇太郎議員、24番、樋口英一議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読のとおり議席を指定いたしました。

日程第3．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、甲村 聡議員、16番、斉藤伸一議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日と明日の2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

日程第5．副議長選挙

議長（松尾徹郎君）

日程第5、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は30人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、お呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂良一議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、保坂 悟議員、8番、田原 実議員、9番、笠原幸江議員、10番、五十嵐哲夫議員、11番、五十嵐健一郎議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、松尾徹郎議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、山田 悟議員、23番、池亀宇太郎議員、24番、樋口英一議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上であります。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、笠原幸江議員、10番、五十嵐哲夫議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔 9 番、笠原幸江議員、 10 番、五十嵐哲夫議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 30 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 27 票、無効 3 票、うち白票 3 票。

有効投票中、山田 悟議員 25 票、中村 実議員 1 票、新保峰孝議員 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。

よって、山田 悟議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました山田 悟議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

山田 悟議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

山田 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山田議員。〔 23 番 山田 悟君登壇〕

23 番（山田 悟君）

おはようございます。今ほど指名をいただきました山田 悟でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

今ほどは多数の議員各位のご賛同を得まして、まことにありがとうございました。

これからの新生糸魚川の一体的なまちづくりは、地方自治制度の議員に与えられた権能、議会の活性化、活力に向かい、市、議会共通の住民福祉という大きな問題に向かって進まなければいけないと思っております。

もとより浅学非才ではございますが、誠心誠意職制に向かって努める覚悟でございます。

今後とも皆様の絶大なるご支援、ご協力を賜りながら切にお願い申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

日程第 6 . 発議第 1 号から同第 3 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 6、発議第 1 号から同第 3 号までにつきましては糸魚川市の議会運営であり、関連性があるため一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池亀宇太郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

池亀議員。〔 24 番 池亀宇太郎君登壇〕

24番（池亀宇太郎君）

ただいま議題となりました発議第1号から第3号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議第1号、糸魚川市議会会議規則制定につきましては、糸魚川市議会における議会運営の公正と効率性を確保するため、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律などを定めようとするものであります。

次に、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例制定については、議会審査能率向上のため、地方自治法第109条及び同法第109条の2、第110条、第111条の規定に基づき、糸魚川市議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

次に、発議第3号、糸魚川市議会事務局設置条例制定については、糸魚川市議会の庶務的事務処理のため、地方自治法第138条の規定に基づき議会事務局を設置しようとするものであります。

以上、議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、何とぞご賛同のほど賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質問なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号、糸魚川市議会会議規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第3号、糸魚川市議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより発議第1号から同第3号までの告示手続のため暫時休憩といたします。

休憩時間は30分間を予定しておりますので、11時20分まで休憩時間といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時20分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7．常任委員会委員の選任について

議長（松尾徹郎君）

日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それでは読ませさせていただきます。

総務財政常任委員会 松尾徹郎議員、大滝 豊議員、渡辺重雄議員、斉藤伸一議員、平野久樹議員、古畑浩一議員、関原一郎議員、高澤 公議員、笠原幸江議員、新保峰孝議員。

以上でございます。

次に、建設産業常任委員会 大矢 弘議員、中村 実議員、樋口英一議員、畑野久一議員、野本信行議員、保坂良一議員、五十嵐健一郎議員、伊井澤一郎議員、山田 悟議員、猪又好郎議員。

以上でございます。

次に、文教民生常任委員会 池亀宇太郎議員、久保田長門議員、伊藤文博議員、甲村 聰議員、田原 実議員、倉又 稔議員、松田 昇議員、保坂 悟議員、五十嵐哲夫議員、鈴木勢子議員。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 32 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

各常任委員会が開かれ正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それでは申し上げます。

総務財政常任委員会 委員長、斉藤伸一議員、副委員長、大滝 豊議員。

次に、建設産業常任委員会 委員長、五十嵐健一郎議員、副委員長、伊井澤一郎議員。

次に、文教民生常任委員会 委員長、倉又 稔議員、副委員長、久保田長門議員。

以上でございます。

日程第 8 . 議会運営委員会委員の選任について

議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それでは申し上げさせていただきます。

議会運営委員会委員 池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、樋口英一議員、畑野久一議員、野本信行議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、関原一郎議員、高澤 公議員、松田 昇議員。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 58 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に、大矢 弘議員、副委員長に、高澤 公議員。

以上であります。

ここで昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 9 . 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第 9、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

糸魚川市選挙管理委員会委員に、糸魚川市新町26番地、山川資郎さん、同じく大平寺184番地6、白石昭雄さん、同じく寺地171番地4、駒崎勝則さん、同じく新鉄2丁目12番21号、石田千枝子さん。

以上、4名を指名いたします。

同補充員には、順序によって、糸魚川市南押上1丁目7番13号、斉藤福次郎さん、同じく大沢199番地、滝川賢三さん、同じく青海4584番地、横土洋子さん、同じく平牛1299番地1、小柳上昇さん。

以上、4名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました方々を、糸魚川市選挙管理委員会委員及び補充員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ただいま当選されました方々には、会議規則第32条第2項の規定により、後刻、本人あてに告知いたします。

日程第10．上越地方広域事務組合議員選挙について

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第10、上越地方広域事務組合議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは上越地方広域事務組合議員に、松尾徹郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました松尾徹郎議員を、上越地方広域事務組合議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第11．閉会中の所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第11、閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議会運営委員会で協議するため暫時休憩といたします。

午後1時07分 休憩

午後 1 時 1 8 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

追加日程第 1 . 議席の一部変更について

議長（松尾徹郎君）

追加日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。

ただいま開催されました議会運営委員会の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

大矢議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議会運営委員長。〔 2 5 番 大矢 弘君登壇 〕

2 5 番（大矢 弘君）

今ほど議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果について報告いたします。

議席の一部変更について、2 番、保坂 悟議員、7 番、笠原幸江議員、9 番、五十嵐哲夫議員、1 0 番、松尾徹郎議員、1 1 番、保坂良一議員、1 5 番、樋口英一議員、2 2 番、五十嵐健一郎議員、2 3 番、山田 悟議員、2 4 番、池亀宇太郎議員とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議会運営委員長報告のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 0 分 休憩

午後 1 時 2 1 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、後日市長から委嘱、または任命される各種委員について、それぞれ決定をみておりますので、ご報告いたします。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それではご報告申し上げます。

都市計画審議会委員 畑野久一議員、古畑浩一議員。

青少年問題協議会委員 倉又 稔議員。

民生委員推薦会委員 倉又 稔議員、久保田長門議員。

糸魚川土地開発公社理事 松尾徹郎議員、斉藤伸一議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事 倉又 稔議員。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

以上で、本日の日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 2 4 分 散会

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

議員

議員

+

+

+